

ネットさがみはら事業所会議運営要綱

1 目的

この要綱は、相模原福祉オンブズマンネットワーク（以下「本会」という。）規約第24条第2項の規定に基づき、事業所会議の運営に関して必要な事項を定める。

2 構成

事業所会議は会員である事業所代表等をもって構成する。「事業所代表等」とは、事業所の長・管理者またはその委任を受けた者をいう。

3 構成員の責務

- (1) 事業所代表等は、本会の目的を達成するために、オンブズマン相談活動に協力し、利用者の権利擁護推進と福祉サービス向上のために必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所代表等は、オンブズマンと連携を図り相談事業を円滑に遂行するために、事業所に協力員を置くこととする。また、事業所代表等は、オンブズマン相談事業に関連して正当な理由なく協力員を不利益に扱ってはならない。

4 組織等

- (1) 事業所会議を運営するにあたり運営委員6名を選出し、その中から事業所会議代表1名、副代表1名を互選する。運営委員の任期は3年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合には補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 事業所会議代表は、事業所会議の運営に責任を持ち、副代表は代表を補佐する。
- (3) 事業所会議は代表が招集し、毎年度四半期に1回以上開催する。
- (4) 事業所会議で議決を必要とする事項は、会員事業所代表等の2分の1以上の出席において、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

5 協議事項

本会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会規約第11条に規定する運営委員6名の選出
- (2) オンブズマン相談活動内容・技術に関する事項
- (3) 権利擁護に関する事項
- (4) 本会運営に対する意見具申に関する事項
- (5) 本会委員長より諮られた事項
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

6 要綱の改正

この要綱の改正については、本会運営委員会が事業所会議の意見を聞き行う。

附 則

この要綱は平成22年05月14日から施行する。

この要綱は平成22年06月15日一部改正し施行する。

この要綱は平成24年06月19日一部改正し施行する。

この要綱は平成25年05月21日一部改正し施行する。